

令和 8 年度親子関係再構築支援事業(児童虐待からの  
脱暴力支援プログラム) 実施業務委託

募集要項

令和 7 年 11 月  
大阪市中央こども相談センター

## 1 案件名称

令和8年度親子関係再構築支援事業(児童虐待からの脱暴力支援プログラム) 実施業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的・概要

児童虐待を行った保護者が当プログラムに参加することを通じて、自らの行動への気づきを深め、暴力に頼らないこどもへのかかわりを獲得することを目的とする。  
また、本事業は大阪市及び堺市との共同事業として実施する。

### (2) 業務内容

詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

### (3) 事業規模(契約上限額)

金 4,001,000 円 (消費税及び地方消費税を含む)

### (4) 契約期間(予定)

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### (5) 履行場所

詳細は別紙「仕様書」を参照すること。

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約方法

「大阪市契約規則」(昭和39年大阪市規則第18号)に基づき、委託契約を締結する。  
契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書類に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) 契約書案

別紙「業務委託契約書(経常型)」のとおり

### (4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

### (5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (イ) グループプログラム、個別カウンセリング及び職員向け説明会及び研修の開催
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

#### 4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置停止要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 大阪市及び堺市税に係る徴収金を完納していること（ただし、大阪市または堺市税の納税義務を有する者に限る）

#### 5 事業者選定及び主な事業スケジュール（予定）

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ・公募開始               | 令和 7 年 11 月 21 日（金） |
| ・質問受付及び参加申請関係書類締切   | 令和 7 年 12 月 22 日（月） |
| ・質問に対する回答及び参加申請決定通知 | 令和 7 年 12 月 25 日（木） |
| ・企画提案書の提出期限         | 令和 8 年 1 月 13 日（火）  |

・書類審査（プレゼンテーション審査）	令和8年2月4日（水）
・選定結果通知	令和8年2月10日（火）
・契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
・事業完了	令和9年3月31日（水）

## 6 応募手続き等に関する事項

### （1）参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間 令和7年11月21日（金）から令和7年12月22日（月）午後5時まで

イ 提出書類

公募型プロポーザル参加申込書（様式1）及び様式1「参加資格審査資料」に記載する(2)～(7)の資料（全てA4版）

ウ 提出先

「9 提出先・問合せ先」に記載する提出先まで郵送または持参により提出すること。

なお、郵送の場合は必着とし、持参の場合は土日祝を除く午前9時30分から午後5時までの間に持参すること。郵送で提出する場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 提出部数

正本1部

オ 参加資格決定通知

令和7年12月25日（木）までに「様式1 公募型プロポーザル参加申込書」に記載の電子メールアドレスあてメールで通知する。

### （2）質問の受付

ア 受付期間 令和7年11月21日（金）から令和7年12月22日（月）午後5時まで

イ 提出方法 質問票（様式5）に記載し、電子メールにより提出すること。

ウ 提出先 「9 提出先・問合せ先」に記載する電子メールアドレス

エ 回答 令和7年12月25日（木）に大阪市ホームページに掲載する。

### （3）企画提案書類の提出

ア 提出書類 企画提案書（様式は任意）

イ 受付期間 令和8年1月13日（火）午後5時まで。

ウ 提出先 「9 提出先・問合せ先」に記載する提出先まで郵送または持参により提出すること。なお、郵送の場合は必着とし、持参の場合は土日祝を除く午前9時30分から午後5時までの間に持参すること。郵送で提出する場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

なお、企画提案書のPDFデータを、「9 提出先・問合せ先」に記載する電子メールアドレス宛に電子メールにて提出すること。

※FAX、メールのみの受付は行わない。

エ 提出部数

正本 1 部（事業者名を記入しているもの）

副本 4 部（事業者名や事業者が特定される表現がないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの）

なお、PDFデータは次の 2 種類を提出すること。

- ・事業者名を記入しているもの
- ・事業者名や事業者が特定される表現がないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの

#### オ 必須記載項目

次の項目については必ず提案書に記載すること。

- (ア) 事業趣旨（基本的な考え方）について
- (イ) 事業計画（対象人数、実施内容及び方法など具体的に記載すること）
- (ウ) 事業実施体制（事業担当者の経歴、緊急時の体制を含む）
- (エ) 収支計画（委託料の積算を明示すること）
- (オ) 個人情報保護についての考え方
- (カ) 事業効果についての考え方
- (キ) 過去の事業実績（具体的な事業の内容、事業の実施回数、経費等を明示すること）

### 7 選定に関する事項

#### (1) プレゼンテーション審査

① 実施日時

令和 8 年 2 月 4 日（水）

② 実施場所（予定）

〒556-0025

大阪市浪速区浪速東 1-1-90 中央こども相談センター

③ 実施方法、留意事項等

- 企画提案書（様式 1～5）の副本を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- 1 者あたり約 30 分程度（参加者からの説明を 10 分程度とし、選定委員からの質疑への応答時間を含む。）とし、参加者は 1 者あたり 5 名以内とする。
- 実施日時及び実施場所については、応募状況等により変更の可能性がある。詳細については、【様式 1】に記載の担当者メールアドレスあてに通知する

#### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、学識経験者等外部有識者により構成する選定会議を開催し、その意見を受けて選定する。

イ 選定委員は選定基準に沿って企画提案書類の審査を行う。

#### (3) 選定基準（配点割合）

審査は次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

主な審査内容		採点基準	配点
基本的な考え方	事業趣旨への理解	事業の目的を十分に理解しているか。※	20
		事業の業務内容を理解した提案となっているか。※	
	運営理念や方針	事業者の理念・方針が本事業の目的に照らし適切か	
企画提案について	事業計画の企画力・実効性	計画内容に、企画力・創造性はあるか。	60
		事業計画全体は効果性のある提案となっているか。	
		プログラムに信頼性はあるか。	
		対象者が利用しやすいプログラムか。	
事業者について	事業計画の実現性	実現可能な実施内容となっているか。※	20
	実施体制について	事業実施体制は、事業の目的達成の観点から十分準備されているか。	
事業者について	専門性について	事業を実施するに当たって、十分な専門性を有しているか。	
	積算の妥当性について	事業内容、実施体制等に勘案して、提案価格は妥当か。	
		積算根拠が明確で適切な価格であるか。	

- ア 上記の選定基準に基づき、外部有識者で構成される選定会議の意見を聴取したうえで選定を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。
- イ 全委員の合計点が最も高い事業者が2者以上（同点）の場合
- （ア）「提案書について」の合計得点が高い者を受注予定者とする。
- （イ）上記（ア）の合計得点が同じ場合は、「基本的な考え方」の合計得点が高い者を受注予定者とする。
- （ウ）上記（イ）の合計得点が同じ場合は、「企画提案について」の合計得点が高い者を受注予定者とする。
- （エ）上記（ウ）の合計得点も同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。
- ウ 上記の選定基準の※の項目が、一つでも全く適していないと審査された場合は、選定対象から除外する。

#### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接間接を問わず、接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 提出された企画提案書類等が次のいずれかに該当する場合
  - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
  - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
  - (エ) 経費見積書の総合計金額（税込）が、事業規模（契約上限額）」に記載する上限額を超えてるもの

#### (5) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後すみやかに、書類審査を行った全ての事業者に通知し、また、大阪市ホームページに掲載する。

### 8 その他

#### (1) 提案に要する費用、条件等

- ア 申出書類、企画提案書類の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、応募法人等の負担とする。
- イ 採用された企画提案書類は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書類は、審査・業者選定の用以外に応募法人等に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- オ 参加申出書、企画提案書類等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。（ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。）
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、契約内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。
- ク 企画案の一部変更及び不採用を決定することがある。

## 9 提出先・問合せ先

〒556-0025 大阪市浪速区浪速東1-1-90  
大阪市中央こども相談センター運営担当  
電話：06-4301-3146 電子メール：fb0130@city.osaka.lg.jp